

【資料】

# 環境マネジメントのサポート

－ 専門家による順法チェック、順法ツール及びEMS運用相談等のサービス提供 －

2022年09月01日

株式会社環境ビジネスエージェンシー (eba)

# 1. ebaの紹介（概要）

## 【会社概要】

- 1.会社名：株式会社環境ビジネスエージェンシー（略称：eba、ISMS自己適合宣言企業）
- 2.所在地：〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階
- 3.代表者：代表取締役 鈴木 敦子、取締役 亀元 宏宣
- 4.設立：2005年9月
- 5.WEB：<https://ebagency.jp/> 環境法令.com：<https://kankyohourei.com/>
- 6.事業内容：環境・労働安全衛生（EHS）のコンプライアンス、ISO（ISO14001、45001、9001、27001）、サステナビリティ（持続可能性）、製品含有化学物質管理、CSR、CSV、SDGs、ESG、脱炭素等の各分野の専門家・パートナーの幅広いネットワークを活用した、現場経験豊富な専門家派遣によるコンサルティングが可能。また、環境コンプライアンス分野に特化した専門WEBサイト「[環境法令.com](https://kankyohourei.com/)」を運営し、順法管理ツール「[環境法令サポート](https://kankyohourei.com/)」や「順法チェックシートの構築・メンテ」サービスを提供。
- 7.お問合せ先：担当者：コンサルティング事業部長 KES環境主幹審査員 山崎 尚  
mobile：090-4782-7653, mail：hyamasaki@ebagency.jp



- ・ 環境省「脱炭素経営促進ネットワーク」支援会員  
[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/network/files/S2021\\_ebagency.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/network/files/S2021_ebagency.pdf)  
ebaパートナーとの協働や幅広いネットワークを活用し、カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンマネジメント、カーボンクレジット、再エネ、省エネ、CO2排出量算出クラウドサービス SaaS（サーズ）を含めた「脱炭素経営ソリューション・コンサルティングサービス」やサステナビリティ経営全体のアドバイスが可能な「アドバイザリーサービス」を展開。大手企業のCNブランドデザイン策定支援等の実績あり。
- ・ コンサルティンググループ「G'G（グリムグループ Grimm Group）」と協働し、環境・労働安全衛生・サステナビリティ領域の幅広い専門家ネットワークを活用したコンサルティングが可能。
- ・ 弊社ebaは「認定NPO環境リレーションズ研究所（略称：Er）」を運営しており、CSR・CSVなどの社会貢献活動プログラムや、SDGsへの取り組みなどに繋がる、森林再生・地域復興プロジェクト「Present Tree（プレゼントツリー）」を展開。  
<https://presenttree.jp/>



# 1. ebaの紹介（コンサルティングサービス）



森林再生・地域復興プロジェクト  
「プレゼントツリー」



大切な人へ、そして大切な地球へ。  
**Present Tree®**

<https://presenttree.jp/>

## アドバイザリーサービス

ヒト、モノ、カネ、情報、あらゆる環境経営・資源のコーディネートや継続的なサポートが可能



## 脱炭素経営ソリューションサービス

- ・CO2見える化、目標設定支援
- ・太陽光発電システムの導入支援
- ・再エネ電力の購入支援
- ・カーボンクレジットの創出・販売



<https://ebagency.jp/blog/?p=6206>



持続的な企業価値向上に向けて、  
環境（E）・労働安全衛生（HS）  
サステナビリティ（S）に関する  
コンサルティングサービスの提供が可能

## サステナブル屋根工法サービス

豪雨や台風のための屋根改修・強化・  
石綿対策、自家発電サポートサービス



<https://ebagency.jp/blog/?p=5959>



## コンプライアンス専門WEBサイト



環境法令サービス・サポート・ツールのことなら

**環境法令.com**

<https://kankyohourei.com>

## ISOコンサルティングサービス



- ISO14001
- ISO45001
- ISO9001
- ISO27001
- SDGs × ISO14001

## 海外EHSS

### コンサルティングサービス

海外を含めた環境（E）・労働安全衛生（HS）・サステナビリティ（S）のEHSSに関する現地アセスメント監査、相談、専門翻訳等



**propharm ~ eba**  
Consulting

20年の経験、世界165ヶ国以上のオフィスと6,400名の専門スタッフのノウハウ・リソースやネットワークの活用が可能



## 2. ebaのサービス概要

経験豊富な専門家がアドバイス・サポート



クライアント

サービス  
利用側

コンサルティング  
(質疑応答・相談)

サービス  
提供側



貴社



(オンサイト/オンライン)



当社

【ご提案背景 (例)】

- ▶ 法定施設・設備の設置届出漏れがないか心配、、、
- ▶ 法令改正は自社に該当するのかわからない、、、
- ▶ コンプライアンス体制を強化したい、、、
- ▶ 環境担当の後継の適任者がいない、、、
- ▶ 内部監査員の知識不安、法令情報を知らない、、、
- ▶ 更新・認証のための審査で抜漏れがないか心配、、、

環境・労働安全衛生 (EHS) のコンプライアンスに関わる「① 専門家順法チェック (監査)」

、  
順法管理ツール「② 環境法令サポート (環境55法令)」、

継続的サポートとして、ヘルプデスク「③ アドバイザリーサービス、EMS運用相談サービス」の提供が可能。

EHSの現場で長年、監査・審査業務に従事する経験豊富な専門家を講師とした「⑥ 環境法令セミナー」を実施可能。

御社向けに環境条例を含めた法改正情報の定期的な「④ レポート (カスタマイズ版レポート) 配信」が可能です。

また、「⑤ ISOコンサル (構築・運用支援)」として、新規認証登録・運用支援、ISO事務局代行、内部監査員研修、自己適合宣言のサポートが可能。

順法管理の実務経験が浅い担当者でも、順守事項を的確に把握することが可能な「④ 順法チェックシートの構築 (メンテ)」し、EHSマネジメントの体制強化が可能。



## 2. ebaのサービスメニュー



環境・労働安全衛生（EHS）のコンプライアンスに関わる現状の課題・問題点の抽出・把握・評価・改善提案を含めた第三者チェック

① 専門家の  
順法チェック

環境55法令（施設・設備逆引き、条例リンク集、法令改正マンスリーレポート等の機能付き）を基本とした順法管理ツールを提供可能

② 順法管理  
ツールの提供



④チェック  
シート構築、  
レポート配信、  
ISO構築・維持  
支援

順法チェックシートの構築（メンテ）、ISOの仕組みのチェック、運用改善、法改正レポートの配信、環境法令セミナーの開催が可能

③ EMS運用  
相談のヘルプ  
デスク

継続的サポート（EMS、EHS、脱炭素経営等）に関するヘルプデスク「アドバイザーサービス」の提供が可能



⑤セミナー



P・D・C・Aのサイクルで体制強化

フェーズ1

現状の課題・問題点を第三者が抽出・把握・分析・評価を実施

フェーズ2

現状の課題・問題点に対し解決に繋がるサービス導入、ヒト、モノ、カネ、情報、経営資源等をコーディネート

フェーズ3

貴社の経営に統合した、マッチした仕組みで順法・コンプライアンスの体制を強化



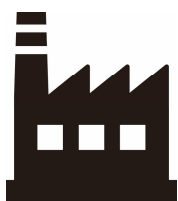


# 3. ebaのサービス説明

## ①. 専門家順法チェック「簡易法順守確認コンサルティング」とは、、、

工場や生産拠点などの製造現場にて、大気・水質などの公害防止関係法令および廃棄物処理法を主体に、貴社が希望する環境法令についての改善点をチェックし、改善策をご提示。診断結果は、診断当日にチェックリスト形式でご報告し、約2週間後に改善策を含め5ページ程度の報告書をまとめて最終報告をご提出する順法診断・健康診断サービス（※最大2-3日間程度：オンサイト or オンライン 実施方法選択可能）。

- サービスの詳細はこちら：<https://kankyohourei.com/service/consulting.html>
- 基本的な対応法令リスト：[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)  
※スライドP13参照

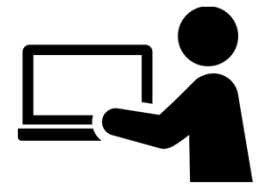


項目	時間								
	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
挨拶、説明		→							
工事概要、環境負荷状況 適用法令を確認		→							
現場確認 ※1		→							
書類確認、関係者へのヒアリング					→				
結果対応について検討							→		
結果報告 (略式報告書による ※2)								→	

※1：結果報告書を作成するにあたり、現場等を撮影。

※2：正式な報告書（改善のための提案を含む）は後日提出。

# 3. ebaのサービス説明



## ②. 順法管理ツール「環境法令サポート」とは、、、

環境法令を扱う側の動線を網羅。事業者の目線で解り易く整理した法的要求事項に参考資料をセットした順法管理ツール。環境マネジメントシステム（EMS）であるISO14001やエコアクション21（EA21）等において順法活動を行うために必要な法的要求事項の効率的な把握が可能な年間契約サービス。

- サービスの詳細はこちら：<https://kankyohourei.com/service/support.html>
- 対応法令リスト：[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)  
※スライドP13参照



A社様

環境法令サポートは、当社の全事業所で利用しています。事業所ごとの情報収集による無駄やバラつきが改善され、経費削減にも繋がっています。



B社様

早見表、チェック表は使いやすいです。法規要約は解りやすい言葉で書き直しているため調べる手間が省けます。またマンスリーレポートで法改正の見逃ごしも防げるので、担当者の負担が軽減されました。

# 3. ebaのサービス説明



## ③. ヘルプデスク「EMS運用相談サービス、アドバイザーサービス」とは、、、

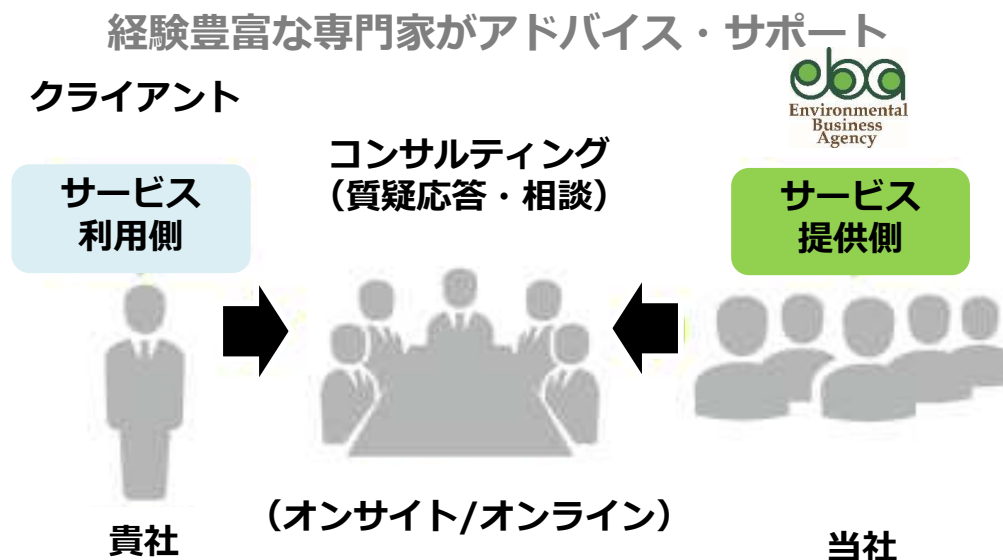
環境法令サポート会員からのご相談にメールで対応する「EMS運用相談サービス」。環境マネジメントシステム（EMS）適用に関するお問合せやEMS・EHSの構築・運用などに関するご相談、企業の環境・労働安全衛生（EHS）等の法令順守・EMS運用担当者をメール、電話及びオンラインミーティング等でサポートする中小企業向けのサービス（3件/月、1件当たり1時間程度の対応）。

大企業向けの「アドバイザーサービス」は、上記の内容に加えて、環境経営（脱炭素経営）に関するヒト、モノ、カネ、情報、経営資源等のコーディネート等のコンサルが実施可能（6時間~/月の対応）。

※時間超過の場合、タイムチャージ方式で時間超過分の追加料のお支払いが必要になります。

- サービスの詳細はこちら：<https://ebagency.jp/service/ems2.pdf>
- 基本的な対応法令リスト：[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)

※スライドP12参照





# ヘルプデスク「EMS運用相談サービス、アドバイザーサービス」



(継続的サポート、年間契約)



ヒト、モノ、カネ、情報、あらゆる環境・経営資源のコーディネートや継続的なサポートが可能。  
必要に応じて定例会（オンサイト or オンライン）を開催し、お客様の下記（例）のプロジェクトをサポート。

※メニュー例は以下No.1~13のとおり（その他ご相談）  
※毎月の想定実働時間に応じた、月額利用料を予め設定

1. クライアント向け電子会議室（メーリングリスト）の設置、定例会開催（プロジェクト推進）
2. 脱炭素経営、カーボン・マネジメント（GHG排出量算定、中長期削減計画策定、TCFD対応等）の支援
3. GHG排出量を見える化する「SaaS」、デジタル改善プラットフォーム「Cayzen」の提供
4. GHG排出量の第三者評価・検証（提携検証機関で第三者検証）
5. カーボン・クレジットの創出・購入支援
6. 再エネ電力の購入支援（電力小売り仲介等）
7. 省エネ、再エネ設備の導入支援（自家消費型発電サービスの仲介等）
8. 企業価値（外部評価）向上に関わる各種施策の検討・抽出・取組み支援
9. 環境経営・CSR・サステナビリティレポート、WEBサイト等での効果的な情報開示に関する支援
10. ESG対話向け「環境情報開示システム（環境省）」への環境報告情報登録、システム運用等の支援
11. TCFD、SDGs × マネジメントシステム（ISO14001, 9001）の仕組み運用・取組み等に関する支援
12. 社会貢献活動プログラム（森林再生・地域復興プロジェクト等）への参画サポート
13. 事業活動に伴う環境法令順守（コンプライアンス）をサポート、環境行政情報の提供





# 3. ebaのサービス説明

## ④. 「順法チェックシートの構築（メンテ）」とは、、、

順法チェックシートを新たに構築・最新化し、順法管理の実務経験が浅い担当者でも、環境施設・設備に係る順守事項を的確に把握することで順法管理体制をより強化することが可能です。順法チェックシートとは、順守事項の特定と順法管理手順書を兼ねたものでさらに的確な順守評価の実施とその結果を記録できる様式。

- サービスの詳細はこちら：<https://ebagency.jp/blog/?p=5385>  
<https://ebagency.jp/blog/?p=5798>

- 対応法令リスト：[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)  
※スライドP13参照

法令名	該当する設備、物質等	当社が適用を受ける規制内容		順守区分		文書・記録 (保管期間)	順守の実務対応方法	適用部門	順守評価				
		区分	順守事項	順守 規定	努力 規定				確認方法	評価結果	評価日	評価者	
騒音規制法	直近の改正情報	2015.4.20公布、施行：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（告示） ・特定工場等において、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設として他の区域より厳しい基準が適用される施設に、「幼保連携型認定こども園」を追加								本改正は、当社には該当なし			
	<b>該当設備等の把握が容易</b>  <b>法改正情報が、自社に関係する場合、順守義務を見直し、修正・追加</b>	エアークンプレッサ(定格出力7.5kW以上)	届出	特定施設の設置届出	○		特定施設設置届出書	工事開始30日前までに市に届出		設置届出の受理書	該当なし	2020/6/30	EMS事務局
		合成樹脂射出成形機		特定施設の種類の数増加等の届出	○		特定施設の種類の数変更届出書 騒音の防止の方法変更届出書	・工事開始30日前までに市に届出種類ごとの数及び騒音の防止の方法の変更時(ただし、直近の届出数の2倍以内の増加は届出不要) ・数が減少する場合は届出不要		変更届出の受理書	該当なし		
				事業場の名称、所在地、代表者の氏名の変更届出	○		氏名等変更届出書	変更があった時から30日以内に市に届出		届出書の写し	×社長交代による届出の遅延		
				設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは廃止の届出	○		特定施設使用全廃届出書	廃止した時から30日以内に市に届出		届出書の写し	該当なし		
		基準値		敷地境界における規制基準の順守	○			<a href="#">→当社に適用される規制基準値(クリックすると別シートにリンク)</a>		測定結果表	○規制値を順守		
		測定		事業者に測定義務なし(市町村に測定義務有り)	-		測定記録(3年間保存)	当社は、専門業者による測定を年1回自主的に実施		過去3年間の保存状態	○記録の保存順守		

企業の状況に応じて仕様をカスタマイズ可能  
対応法令：環境、労働安全衛生等

順守義務を定期的に評価し、  
法令順守を徹底



# 3. ebaのサービス説明

## ④. 「レポート（カスタマイズ版レポート）配信」とは、、、

御社向けに環境条例を含めた法改正情報の定期的な提供・配信サービスです。  
仕様（内容は）はカスタマイズすることが可能です（要相談）。

【（成果物の例）カスタマイズ版レポート】

eba作成・発行  
2022/2/7現在

条例における順守事項一覧表 AABB営業所

条例・規則等	順守事項	条項番号	備考	順守評価結果
廃棄物関係				
・ A県廃棄物条例 ・ A県廃棄物条例規則	契約時の処理現場確認	条例5条1項 規則7条2項	R4.4.10規則改正により、現場確認事項として****が追加された	○
	その後、毎年1回現場確認	条例5条2項 規則7条2項	同上	○
	現場確認結果の記録と3年間保管	規則7条4項	R4.5.12規則改正により、記録の3年間保存義務が定められた	○
・ B市廃棄物条例 ・ B市廃棄物条例規則	産業廃棄物管理責任者の選任	条例8条1項		
	産業廃棄物管理責任者選任の届出	条例8条2項 規則11条		
	選任後30日以内に市長に届出	規則11条		
	産業廃棄物排出量報告	条例12条1項 規則15条		
	翌年度の6月末までに市長に報告	規則16条		

改正調査期間中に改正された内容は、一目で変更点が把握できるように「赤字」で表示する。

「順守事項」欄には、順守すべき事項を簡潔な表現で記載する。

・ 「順守事項」として記載したものに係る改正ではないが、実務上認識が必要な細部の改正事項は「備考欄」に赤字で記述する  
・ 「順守事項」欄に記載したものは、次回のメンテ時には変更事項への実務対応に漏れが起きないように黒字に戻した上で記述を残し、次々回のメンテ時以降に複数回の改正履歴が記載されることで最新の改正状況が逆に分かりにくくなった場合は適宜削除等の措置を実施する。





# 3. ebaのサービス説明

## ④. 「ISOコンサルティング（構築・運用支援）」とは、、、

ISO認証機関の現役審査員や審査員として活躍したベテラン・シニアコンサルタントが、より「経営に役立つ視点」を加えて、貴社に見合った仕組み（あるべき姿）の実現を提案します。

### 【代表的メリット】

- ・ 経営に役立つマネジメントシステムを構築（運用改善）
- ・ 現在システムのスリム化・シンプル化
- ・ ISOとSDGs（持続可能な開発目標）の統合
- ・ 自己適合宣言サポート（第三者適合性評価・意見書作成）
- ・ ISO（EMS・EHS）事務局代行、内部監査員研修



株式会社環境本部に関する第三者適合性評価・意見書

株式会社環境本部は、2004年3月にISO14001環境マネジメントシステム(以下、EMSとする)の認証を受けて以来、地球環境の保全に十分に配慮した商品開発を行うとともに省エネ・省資源・廃棄物の減量など環境負担の低減につながる活動を推進し、地球環境に配慮した活動を今日まで15年間行ってきました。

2015年のSDGsやパリ協定の合意以降、企業の温暖化対策は、社会課題を事業のリスク・機会として認識し、サプライチェーンも含め中長期的なGHG(温室効果ガス)削減目標を立て、脱炭素経営を求められるようになってきた中で、2018年4月には、ISO14001:2015年版規格への移行が完了しました。

2019年3月に、EMSの認証が十分定着し、自主的に運用できるレベルに達したことを、外部審査機関のEMS移行審査結果報告書等からも判断できることから、今般ISO14001:2015年版を第三者適合性評価に関わる監査基準として、貴社(本社・工場・事業所)の自己適合宣言に向けたEMS事務局監査を実施致しました。その結果である第三者適合性評価・意見を下記にコメントさせていただきます。

監査範囲において、特に問題となる課題はありませんでした。

1. 貴社の目標管理システムは、ISO9001:2015年版の仕組みをベースとしており、MBO(目標管理制度)で組織のトップ、リーダーから各部門のチームメンバーまで、目標設定・管理していることが確認でき、事業と一体化した戦略的なシステムとなっていました。
2. 貴社の環境法令順守事項を確認した結果、順守義務一覧・順守評価は、内部監査時に適正に実施されており、全事業所でEMS運用が有効に機能しているひとつの代表的な点だと判断されます。
3. 貴社の「環境に優しい製品開発」の取り組み成果として、商品のワンパッケージ化、設置スペース・据えつけ工数削減、事業所のパーツ標準化(部品点数や開発工数削減)それに伴う廃棄削減、また、レドックスフロー電池(長寿命、発火性材料不使用)へ採用されている実績があります。
4. 貴社は、2018年度に環境省「中小企業版RE100設定支援」企業の1社に選ばれ、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアティブ「RE100」の中小企業版設定の検討を開始しており、環境理念・環境活動方針に沿った取り組みとして、今後が期待されます。

※上記は、貴社のISO14001:2015年版規格の適用性や有効性を保証するものではありません。

2019年3月31日  
株式会社環境ビジネスエ  
  
JRCa登録 ISO14001 (環境) 審査員 ●●●●





# 3. ebaのサービス説明

## ⑤. 「環境法令（コンプライアンス）セミナー」とは、、、

環境・労働安全衛生（EHS）の現場で長年、監査・審査業務に従事する経験豊富な専門家を講師としたセミナーを企画・実施するサービスです。コンプライアンス体制の構築・強化のためには、現場で働く方々の理解と納得が必須です。企業の社員様や工場の従業員様向けに、ケーススタディを多く用い、実際の運用を考えた「よく分かる」「腑に落ちる」セミナーを実施・提供致します。

- サービスの詳細はこちら：<https://kankyohourei.com/service/seminar.html>
- 基本的な対応法令リスト：[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)  
※スライドP12参照

**コンプライアンス違反事例（1/3）**


※テキストのサンプル


●事例1の解説

排出事業者としては、排出事業者責任の点から優良な処理事業者に委託しなければなりません。コンプライアンス違反が確実でないことを確認することは難しいことです。

平成22年の改正廃棄物処理法において、適正な処理が行われているかどうかを確認する有効な手段として、「**実地確認**（現地確認）」が明記されており、「**努力義務**」になっています。自治体によっては、『**義務**』として排出事業者に課しているケースがあります。

【廃棄物処理法第12条第7項及び第12条の2第7項】  
事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。




13

**参考情報（2/2）**

※テキストのサンプル


●記録3年保存義務に 解体・改修規制強める 厚労省・4月から改正石綿則施行

厚生労働省は4月、改正石綿障害予防規則を施行した。建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制を強化するもの。工事対象となるすべての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し、調査結果の記録を3年間保存することが義務となる。また、石綿が含まれている保温材などの除去工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出なければならない。


【出典：2021/04/13 労働新聞】 <https://www.rodco.co.jp/news/104026/>

【参考資料】

- ・解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま（厚労省）：  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000656330.pdf>
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省）：  
<https://www.env.go.jp/press/109438.html>



（以上）


19

# 4. ebaのサービス費用（参考例、税抜）



メニュー	概算費用（基本料）	備考
① 専門家順法チェック 「簡易法順守確認 コンサルティング」	<p><b>都度契約：¥360,000～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の環境・労働安全衛生（EHS）に関わるコンプライアンス上の課題・問題点を把握・解決し、順法性の向上に繋げる</li> <li>・地方環境条例対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス説明 <a href="https://kankyohourei.com/service/consulting.html">https://kankyohourei.com/service/consulting.html</a></li> <li>● 順法チェックは最大2.0-3.0日間/サイト ・ 専門家2-3名程度</li> <li>● 諸経費、旅費（交通費・宿泊費等） 別途必要、PCR検査受診可能</li> </ul>
② 順法管理ツール 「環境法令サポート」 マルチ契約	<p><b>年間契約：¥88,000/2アカウント 1サイト内で利用制限なし</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法的要求事項の効率的な把握が可能なツール</li> <li>・ 施設・設備逆引き可能、条例リンク集付き</li> <li>・ マルチ契約：イントラネット利用可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス説明 <a href="https://kankyohourei.com/service/support.html">https://kankyohourei.com/service/support.html</a></li> <li>● 新規・更新契約 <a href="https://ebagency.jp/service/service01.html">https://ebagency.jp/service/service01.html</a></li> <li>● ご利用規約 <a href="https://kankyohourei.com/pdf/ELsupport_rule.pdf">https://kankyohourei.com/pdf/ELsupport_rule.pdf</a></li> </ul>
③ ヘルプデスク 「EMS運用相談 サービス（中小企業向け）」 「アドバイザリー サービス（大企業向け）」	<p>中小企業向け：¥360,000/年（3件/月） 大企業向け：¥1,200,000～/年（6時間～/月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EHS（ISO14001, 45001）マネジメントや法規制に関する相談、法改正情報等提供</li> <li>・ 環境経営（脱炭素）のアドバイス・サポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業向け：3件/月、1件当たり1時間</li> <li>● 大企業向け：6時間/月、12時間/月、</li> <li>● オプション説明 <a href="https://ebagency.jp/service/ems2.pdf">https://ebagency.jp/service/ems2.pdf</a></li> <li>● 時間超過の際は、 タイムチャージ方式で追加料の支払い</li> <li>● mail, tel, オンラインで質疑応答</li> </ul>
④ チェックシート構築、 レポート配信、 ISOコンサル	<p>ご相談下さい（別途見積致します）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス説明 <a href="https://ebagency.jp/blog/?p=5385">https://ebagency.jp/blog/?p=5385</a> <a href="https://ebagency.jp/blog/?p=5798">https://ebagency.jp/blog/?p=5798</a></li> <li>● オンライン or オンサイト</li> </ul>
⑤ 環境法令 （コンプライアンス） セミナー	<p><b>都度契約：¥360,000～</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本120分～/回（30名）</li> <li>・ 企業向けカスタマイズ可能（別途費用必要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス説明 <a href="https://kankyohourei.com/service/seminar.html">https://kankyohourei.com/service/seminar.html</a></li> <li>● オンライン or オンサイト</li> </ul>

## 6. ebaの強み



1. 環境・労働安全衛生（EHS）のコンプライアンスやISO14001, 45001の現場で**長年、コンサルティング・監査・審査に従事した経験豊富なebaの専門家**が、クライアントの様々なご相談に対し、最適な専門家（製薬会社等でEHSマネジメントに従事した経験者）からアドバイス・サポートが可能。
2. ebaの専門家順法チェックは、**法定施設・設備の設置届出漏れの確認**やクライアントの**内部監査員（環境担当者）の監査チェックポイント等に関する知識向上**に繋がる。
3. ebaの順法管理ツールを利用することで、**環境法規制毎に法的要求事項の効率的な情報収集・把握が可能**であり、環境担当者の業務負担低減に繋がる。また、施設・設備逆引き機能を利用することで、新規事業に伴う環境法規制の抽出・確認が可能。
4. ebaはクライアントからのご要望・相談に応じて、**企業別にカスタマイズした環境・労働安全衛生の順法チェックシートを構築・最新化**が出来る。
5. ebaは環境・労働安全衛生（EHS）に関するコンサルティングサービスの提供だけでなく、サステナビリティ（持続可能性S）に配慮した取組み（SDGs、ESG、脱炭素経営等）について、アドバイス・サポートが可能。



# 7. ebaの対応法令リスト



## 【ebaの基本的な対応法令リスト】

- ebaが提供するサービス対象の基本的な対応法令は、下記環境56法令（地方環境条例含む）。
- コンサルティングサービスの種類によっては、労働安全衛生法（労働安全衛生規則）や水道法等、可能な範囲で対応（事前に要相談）。

[https://ebagency.jp/service/el\\_supprt\\_sample/eba\\_lawlist1705.pdf](https://ebagency.jp/service/el_supprt_sample/eba_lawlist1705.pdf)

<https://ebagency.jp/blog/?p=6348>



収録法令一覧（全56法令）＋施設からの逆引き検索用ファイル（2種類）

区分	法令名等			
総論	環境基本法	環境配慮契約法	公害防止組織法	工場立地法
	地球温暖化対策推進法	省エネルギー法	オゾン層保護法	環境教育推進法
	低炭素投資促進法	環境配慮促進法	生物多様性関係法令	建築物省エネ法
大気、水、 土壌等の 汚染防止	大気汚染防止法	自動車No x・PM法	ダイオキシン類対策特措法	水質汚濁防止法
	湖沼水質保全特別措置法	瀬戸内海保全特別措置法	浄化槽法	海洋汚染等防止法
	下水道法	騒音規制法	振動規制法	悪臭防止法
	土壌汚染対策法	農用地土壌汚染防止法	水循環基本法	工業用水法
	河川法（水利使用関係）	水銀汚染防止法		
化学物質 管理（*）	PRTR法	毒物劇物取締法	化審法	農薬取締法
	消防法（危険物関係）	高圧ガス保安法	安衛法（化学物質関係）	安衛法 有機則
	安衛法 鉛則	安衛法 特化則	安衛法 石綿則	
廃棄物 管理・ リサイクル	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	バーゼル法	PCB処理特別措置法
	電気事業法（PCB関係）	フロン排出抑制法	グリーン購入法	資源有効利用促進法
	容器包装リサイクル法	食品リサイクル法	家電リサイクル法	建設リサイクル法
	自動車リサイクル法	小型家電リサイクル法	プラスチック資源循環法	

（\*）PRTR法…特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法；化管法）  
 化審法…化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 安衛法…労働安全衛生法 特化則…特定化学物質障害予防規則



# 8. ebaの専門家紹介 (例)



プロフィールはこちら <https://ebagency.jp/request.html>



株式会社環境ビジネスエージェンシー

シニアコンサルタント  
CEAR登録環境審査員補(A14478)

平山 芳廣

Yoshihiro Hirayama



NECグループ出身  
現在、当社ebaと  
NECのEHSシニア  
コンサルタント



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / fax: 03-3296-8656  
url: www.ebagency.jp / mail: hirayama@ebagency.jp



株式会社環境ビジネスエージェンシー

シニアコンサルタント  
労働衛生コンサルタント  
にしき み ただし

錦見 端

Nishikimi Tadashi



ファイザー製薬出身  
元製薬協の環境安全  
委員会副委員長  
EHSシニア  
コンサルタント



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / fax: 03-3296-8656  
<https://ebagency.jp> / mail: tnishikimi@ebagency.jp



株式会社環境ビジネスエージェンシー

シニアコンサルタント  
(専門分野: 製品含有化学物質管理)  
おかの まさ かず

岡野 雅一

Okano Masakazu



ソニー出身  
RoHS/REACHの  
専門家  
東京都独立行政法  
人の専門相談員



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / fax: 03-3296-8656  
<https://ebagency.jp> / mail: mokano@ebagency.jp



株式会社環境ビジネスエージェンシー

シニアコンサルタント  
JRCA登録品質主任審査員(A19511)  
JRCA登録環境主任審査員(B21724)  
社会保険労務士  
行政書士

岸 孝雄

Kishi Takao



環境、労働安全衛生  
及び品質のISO主任  
審査員  
KES主幹環境審査員  
KES環境機構理事



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / fax: 03-3296-8656  
<https://ebagency.jp> / mail: tkishi@ebagency.jp



株式会社環境ビジネスエージェンシー

シニアコンサルタント  
JRCA登録環境審査員補(D20224)

麻埜 豊彦

Asano Toyohiko



NISSHA出身  
KES主幹  
環境審査員



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / fax: 03-3296-8656  
<https://ebagency.jp> / mail: tasano@ebagency.jp



株式会社環境ビジネスエージェンシー

コンサルティング事業部  
EHSS コンサルタント  
JRCA登録環境審査員補(D20639)  
JRCA登録労働安全衛生審査員補(OHS00283)

山崎 尚

Hisashi Yamasaki



環境・労働安全衛生  
・サステナビリティ  
のEHSSコンサルタ  
ント  
KES環境審査員



〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel: 03-3296-8655 / mobile: 090-4782-7653  
<https://ebagency.jp> / mail: hyamasaki@ebagency.jp

# 9. ebaの専門家の技術資格（例）

## 【所属するコンサルタントの専門技術資格】

- ・環境（ISO14001:EMS）主任審査員
- ・労働安全衛生（ISO45001:OHSMS）主任審査員
- ・品質（ISO9001:QMS）主任審査員
- ・情報セキュリティ（ISO27001:ISMS）主任審査員
- ・エコアクション21審査員、KES（環境）主幹審査員、環境カウンセラー（事業者部門）
- ・労働安全コンサルタント（化学）、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）
- ・社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士
- ・環境計量士（濃度・騒音振動）、第1種・第2種作業環境測定士
- ・環境分析測定士2級、2級ボイラー技士
- ・公害防止管理者（大気1種、水質1種、騒音、振動）、第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者、高圧ガス製造保安責任者（乙種機械）
- ・危険物取扱主任者（乙種第四類）、特定高圧ガス取扱主任者、有機溶剤・特定化学物質・鉛作業主任者
- ・TOEIC（935点、920点、890点、785点）取得者4名、、、
- ・RoHS/REACHの東京都独立行政法人の専門相談員、第三者認証機関所属のRoHS/REACH監査員・コンサルタント
- ・気候変動特化の第三者格付機関（NGO）の元シニアコンサルタント
- ・人権も含めたRBA監査・Sedex（SMETA）監査等を行う監査員・コンサルタント（外資系第三者審査機関所属）
- ・大手企業のCSR（サプライヤー）監査を行う監査員・コンサルタント（外資系第三者審査機関所属）
- ・GHG（温室効果ガス）排出量の第三者検証員資格者（外資系第三者審査機関所属）
- ・エコリーフ環境ラベル製品環境データ検証員、LCA（ライフサイクルアセスメント）エキスパート
- ・第二種電気工事士、エネルギー管理士、エネルギー診断プロフェッショナル
- ・一般財団法人 省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員
- ・群馬県環境 GS 省エネ診断員 群馬県環境 GS 推進員
- ・群馬県地球温暖化防止活動推進員
- ・省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業省エネルギー専門家（群馬県、新潟県、富山県、沖縄県）
- ・環境省 SHIFT 事業支援機関（令和3年度認定、弊社パートナーコンサルタント運営会社）
- ・経済産業省 エネマネ事業者（弊社パートナーコンサルタント運営会社）、、、

（以上）

# 10. ebaの問合せ先・担当者

プロフィールはこちら <https://ebagency.jp/request.html>

**eba**  
Environmental  
Business  
Agency

株式会社環境ビジネスエージェンシー  
ISMS自己適合宣言企業

コンサルティング事業部長 / EHSSコンサルタント  
JRCA登録環境審査員補(D20639)  
JRCA登録労働安全衛生審査員補(OHS00283)

**山崎 尚**  
Hisashi Yamasaki

〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町2-3-12 神田小川町ビル8階  
tel : 03-3296-8655 / mobile : 090-4782-7653  
url : <https://ebagency.jp/> / mail : [hyamasaki@ebagency.jp](mailto:hyamasaki@ebagency.jp)

URBAN SEED BANK  
URBAN SEED BANK  
URBAN SEED BANK

karkyohouse.com  
karkyohouse.com  
karkyohouse.com

環境法令サービス・サポート・ツールのことなら  
**環境法令.com**

**G'G~eba** ISO Consulting ISO14001・9001・27001・45001

認定NPO法人環境リレーションズ研究所 運営  
大切な人へ、そして大切な地球へ。  
**Present Tree.** 「贈り物に樹を植える」  
カーボン・オフセット

# 11. 参考資料「ebaの脱炭素経営ソリューションサービス」

